

令和6年4月24日

地域課題解決に向けた先端技術を有する事業者との
実証事業に係るチャレンジするなら三木募集仕様書

三木市総合政策部縁結び課

地域課題解決に向けた先端技術を有する事業者との 実証事業に係るチャレンジするなら三木募集仕様書

1 概要

(1) 目的

人口減少・少子高齢化に加え、多様化する課題に対応するため、地域課題の解決に向け先端技術を有する企業との実証実験を通じて官民連携による解決をめざします。

この取組は、三木創生の推進に関する官民連携の具体化に向け、民間企業との連携協定等を締結し、様々な実証実験を行った経験を生かし、更なる三木創生の推進に向けた地域課題を解決するための事業者を募集するものです。

市は、人口減少社会を現実として捉えた地方創生の推進を進めており、行政だけでは解決が難しいことを民間事業者の知見やノウハウなど先進技術を活用した課題解決に係る実証事業を行う予定です。

(2) 履行期間

契約締結の日 から 令和7年3月31日 まで

(3) スケジュール

年 月	内 容
令和6年4月24日(水)	・公募開始
令和6年4月24日(水) ～11月29日(金)	・質問受付 都度
令和6年12月25日(水)	・応募締め切り
令和6年12月25日(水) までの間	・第1次審査(書類審査)月1回申請に応じて毎月中旬頃都度実施
令和7年1月上旬 までの間	・第1次審査結果通知月1回第4金曜日都度実施
令和7年1月中旬 までの間	・第2次審査(プレゼンテーション)月1回程度実施
令和7年1月下旬 までの間	・第2次審査結果通知 月1回程度事業者決定 ・予定事業者の公表及び企業版ふるさと納税募集開始

2 提案内容

提案内容に盛り込む条件

ア 市が抱える課題解決につながる研究内容であること。

例 鳥獣被害、市内産業の課題解決、健康増進等

- イ 事業継続性に係る会社概要及び将来構想について提案すること。
- ウ 国や公的機関から補助や認定を受けた実績があること。
- エ SDGs や Society5.0 に合致し、新産業の創生や既存事業の拡大に資する内容であること。
- オ その他、PR ポイントがあれば記載すること。

3 留意事項

- ア 提案事業者が企業版ふるさと納税を行うことを求めるものではなく、地域課題解決に向け、民間事業者に市の取組を広く知っていただき、応援するための仕組みとして、企業版ふるさと納税を活用することを、市と協力して広く PR することに留意すること。
- イ 今回の取組については、企業版ふるさと納税等を活用し、寄附金額の 9 割を上限として、地域課題解決に係る費用を補助する。そのため、市は、事業者採択後、令和 6 年度内の期間において、速やかに採択された事業に対する企業版ふるさと納税の募集を行う。
なお、補助金の執行については、提案内容に応じて、実証事業内容を確認し、その寄附金額を補助金として研究開発スケジュール等を考慮し、協議の上執行するものとする。
- ウ 採択された事業に対する企業版ふるさと納税の寄附が行われない限り、予算の執行は行わない旨を提案時に確認し、承諾の上、応募するものとする。なお、選定後、企業版ふるさと納税の寄附を受けた費用の上限 9 割についてのみ補助金執行を行う為、企業版ふるさと納税に係る寄附が無かった場合には、それまでに執行した費用については、自社において負担することとする。
- エ 採択された事業者は、実証事業に向けた研究開発等に係るスケジュールを速やかに提出すること。
- オ 採択については、専門家等による審査会を設置し、決定することとする。なお、不採択に係る問合せは一切受け付けないものとする。

4 作業体制・進行方法

(1) 業務の実施体制・体制要件

- ア 本業務を遂行させるために十分な業務実施体制を確保した上、業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、責任体制を明確にして全社的対応を図ること。業務ごとに必要な知識及び経験を有する者を担当させること。
- イ 体制を変更する必要がある場合には、1 か月前に変更内容を記載した書面をもって本市に報告し、事前に承認を得ること。なお、担当者の異動等が発生する場合には、後任の担当者に対して業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

(2) 打合せの開催・記録

進捗状況確認の打合せについて、実証事業実施までは月 1~2 回程度開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行う。なお打合せは必要に応じて追加開催する。

打合せの議事録は、受託者が打合せから 5 営業日以内に 2 部作成してうち 1 部を提出し、本市と受託者の双方確認の上で保管する。